

## 平成 21 年度第 2 回青森県次世代育成支援対策推進協議会（概要）

日 時 平成 21 年 11 月 13 日（金）

13 時 00 分～15 時 00 分

場 所 アラスカ地階サファイア

（司会）

ただ今から、平成 21 年度第 2 回青森県次世代育成支援対策推進協議会を開催いたします。この会議は公開を原則としており、また会議録についても、皆様の発言内容を要約して、県のホームページに掲載したいと考えております。掲載にあたっては、委員の皆様へ予め会議録要旨案を送付してご覧いただき、了解を得た上で公表させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、本日は都合により、青森県保育連合会会長の佐藤委員、青森県医師会常任理事の立花委員、田村委員、青森県議会環境厚生委員長の山内委員の 4 名が欠席となっておりますが、青森県保育連合会から代理でご出席いただいておりますのでご了承ください。

また、会議資料につきまして、ご確認をお願いいたします。

本日は、次第、出席者名簿、席図。資料 1 として「わくわくあおもり子育てプラン（後期計画）第 2 案」、資料 2 として「今後のスケジュール」。参考資料 1 から 4。参考資料 1 から 3 につきましては、前回は皆様に配布しておりますが、今回、参考のためにまた配布させていただきます。参考資料 4 につきましては、「平成 21 年度わくわくあおもり子育てプランの報告書」となっております。このほかに、東奥子ども新聞、育児・介護休業法のパンフレットが配布されていると思います。資料等、不足がございましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、議題に入る前に、石岡健康福祉部次長からご挨拶を申し上げます。

（石岡次長）

健康福祉部次長の石岡でございます。

平成 21 年度第 2 回青森県次世代育成支援対策推進協議会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

まず、本日は、ご多忙中にもかかわらずご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

さて、先般の国政選挙により、我が国では政権交代が行われ、子ども手当をはじめ、子育て支援施策がこれまでになく注目されているところでございます。このような状況の中で、本日は皆様に青森県次世代育成支援行動計画「わくわくあおもり子育てプラン」の後期計画（案）などについてご協議いただく予定となっております。後期計画（案）につきましては、現行の行動計画策定指針などを参考に策定されております。政権交代に伴います流動的な面もございますが、県といたしましては、子育てに希望と喜びをもてる青森県をめざして、各種の次世代育成支援対策の推進に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様方には、それぞれの立場からの忌憚のないご意見をいただきますよう、よろしくお願申し上げます。挨拶とさせていただきます。

( 司会 )

石岡次長につきましては、業務の都合により、ここで退席いたしますので、ご了承くださいと思います。

( 石岡次長 )

大変申し訳ありませんが、急遽、上京の用務が発生いたしまして、よろしくご協議のほどお願い申し上げまして退席させていただきます。

( 司会 )

それでは、議題に入ります。地主座長、お願いいたします。

( 地主座長 )

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

それでは、まず最初に議題の1番の「わくわくあおもり子育てプラン」(青森県次世代育成支援行動計画 後期計画)の第2案について事務局から説明をお願いします。

( 事務局 )

事務局から、資料1について説明。

( 地主座長 )

よろしいですか。それでは、本日の会議は、「わくわくあおもり子育てプラン」の第2案、ただ今説明がありましたけれど、それについての協議が中心になります。

まず、皆様方のご意見を出していただく前に、今の説明に対しての質問、または確認したいことがありましたらご発言願います。はい、どうぞ。

( 出町委員 )

商工会議所連合会の出町でございます。一番最後にご説明いただいた資料、数値の見方でお尋ねをしたい。一番上の乳児死亡率、現状の値が2.1、目標値が3とありますね。これは、どういうふうな数値の見方をすれば良いのか。

( 事務局 )

説明させていただきます。

資料の38ページの左側にある現状値は、平成20年の現状値を記載しております。目標値というのは、前期計画を定めた時に、平成21年度までの前期計画の計画期間までに達成しようと設定した目標の数字を書いております。今回、後期計画策定にあたりまして見直した目標指標と目標値は、右側の方の新指標、今の現状値、後期計画26年度までに達成すべき目標値を記載しているというふうになっております。

(事務局)

ちょっと説明不足で申し訳ありません。

乳児死亡率というのは、低い方が死亡率が低いということで“良い”ことになります。前期の計画を立てました時に目標にしたのが国の平均3.0という値でございました。青森県は非常に乳児死亡率が高い、それが課題となっておりましたので、それを下げていこう、少なくとも国の平均値まではということで、3.0という数字を前期は挙げさせていただきました。現状値は、20年の人口動態の調査で2.1と非常に下がって、良い状態にはなったのですが、この乳児死亡率というのは、毎年毎年上下するもので、単年、単年を見て判断がなかなか難しいというところがあります。というのは、乳児が一人、二人死亡したということが非常に大きく率にはね返ってきます。専門家の先生方は5年スパンぐらいで見なければならぬということですので、前期の3.0の目標は2.1ということで、既に達成はしているんですが、一喜一憂は出来ないという部分がございますので、後期計画の目標値は、現状値は2.1という非常に低い数値ではございますが、今後のことも勘案しながら2.5という数値を挙げさせていただいております。

(事務局)

今、課長の方から話がありましたが、乳児死亡率というのは、1人違えばかなり違ってきまして、例えば、青森県の出生数は今は大体1年に1万人になります。1人減りますと0.1ポイント違ってくるわけです。出生数1,000人あたり何人かということで計算しますので、お一人の子どもさんが亡くなると0.1ポイント上がると、二人亡くなると0.2ポイント上がるということになります。

(出町委員)

大変今、詳しいご説明で、分かりやすい資料だなと思って見ておりました。そうしましたら、ちょっと引っ掛かったのは、現状値が2.1と低いのに、何で高い数値で目標値を設定しなければならないのか。今、課長さんのご説明で、その年度、年度で、単年度で捉えればこうだけでも、ちょっと長いスパンで見れば、5年スパンの中で見れば、決してこれは楽観視できるものではないということです。であれば、5年なら5年のスパンの平均値をここに載せるとか。どう見ても、やっぱり現状値より目標値の方が高く設定するというのは、何か悪い方向に向けて取組みをしているような錯覚を持たれるんじゃないのかなと。ですから、これがもし表に出るのであれば、そのへんを十分に注記で付すなり、そういうふうなご配慮が必要なのかなと思います。

それからもう1点、同様のご質問ですが、この1番の下段の地域づくり活動参加率。これはどう見るのかな？結局、参加率というのは、数値が高い方が良いわけですね？そうですね？

(事務局)

こちらの地域づくり活動参加率は、前期計画の指標でございますが、数値が高いほど良いということで、これにつきましては、もう既に達成されているということになります。

(地主座長)

よろしいですか。そのほか、ございますでしょうか。はい、石澤委員、どうぞ。

(石澤委員)

石澤です。まず第1点、この数字、字句ですね。あまりに細かくて読みづらいと。しかも赤字で書いていると。例えば、これ、紫とか、青とかで書いていけばもっと読みやすいのではないかなと、私自身の実感。

それから、23 ページの地域との交流、これをずっと見ていると、具体性が何もないんですよね。何をどうやるのか。老人に対する対応というものが全然出てこない。老人クラブとか、子ども会とか一杯あるわけですけども。やっぱりもっともっと老人のパワーを取り入れるような対応をしてもらいたいと。これから具体的に出してもらえればあり難いんですが。それを1つ要望しておきたいと。やはり、昭和の世代、早い世代の人達はいろいろな文化を継承しているわけですから、そのへんのことを今後具体的に出してもらって、老人達をもっともっと活用してもらおうように、これはお願いですから。

そのほか、いろいろ見て要望があるんですが、文章では一杯書いているんだけど、予算的にはどうなのか。今までやってきた経過、実績をきちんと出して、目標値を、来年度は何をやる、再来年は何をやる。やっぱり重点目標もあって良いのではないかと。何かこれを見ていけば、総花的で、何をどうやるのか、さっぱり分からないと、私の感想ですから、これは検討してもらえればあり難いと。

それから、市町村に対する対応がどうなっているのか。これは、私の要望ですから。そういうことで終わります。

(地主座長)

事務局で、どなたか答えますか？

(事務局)

要望ということなので、参考にさせていただきます。

老人の活用につきましては、いろいろ地域から子どもが挨拶される、地域の大人から子どもが挨拶される指標などを今回新しく設定させていただいたり、いろいろな地域の教育力の向上という所で読んでいきたいと思っております。

市町村への対応につきましても、市町村支援ということで、計画の中にはいろいろ記載しておりますので、そこで読んでいきたいと思っております。

(地主座長)

いいですか。私が補足しますが。石澤委員の疑問というか疑念の中に、やっぱり答えにくい所が1つあるのは、結局これは、県庁全体の子育てプランで、全部、こどもみらい課が扱うわけではないですから、具体的なことを書けないことがあるわけです。それは、教育委員会にいたり、農村部ならば農林部の方に回って、具体的に農村の子育てをどうす

るか、担当部局で具体的に詰めて予算をつけるということなので、ここはそういうことが書けない性格のものかなと、私は理解しているんです。

（石澤委員）

やっぱり、ある程度、目標を立てて予算をつけないと我々、何を検討していくんですか。予算、幾らなんだと聞かれた場合、具体的に例がないと。5年間どうでもいいんじゃなく、1年目、2年目、3年目、4年目、5年目というのは、ちゃんと基本目標を。確かに今、座長が言ったように、担当課でそれぞれ考えればいいんじゃないかと言えば、それまでの話だけでも。やっぱり、これを作るためには、関係課がおそらく何回か協議して、この資料なりを作成して出していると思うから、そのへんは何か私に言わせれば物足りない。だからお願いしているわけだ。いろんな人の考え方によって違うわけだから、私は結論付けているわけじゃないけども。

（地主座長）

何か事務局。

（事務局）

石澤委員の方に、まず最初に資料が見にくかったことについてはお詫び申し上げます。

委員がおっしゃるように、事業を進めるためには、当然予算が伴います。今回、皆様にご説明したのは、計画の本体でございまして、それにまた事業編ということで、各分野におきます、各部局の様々な事業が入れ込まれる形になります。

お手元の方に、参考資料の4というものを配布しておりますが、こちらの方に毎年度毎年度のこの計画を推進するための年度年度の実績を載せています。当然、事業を実施するためには、石澤委員がおっしゃるように予算が非常に重要な部分でございまして、毎年度毎年度この事業をやるために各部局は予算を計上いたしまして、議会の了解を得まして事業をやっているという中身になっております。

ですから、この本体自体には、5年間の計画でございまして、個別の予算額を盛り込むわけにはいきませんが、それぞれの分野の事業をやるために、各部局がきちんと予算を計上いたしまして、実績として評価していっているという状況にあります。そのところはどうぞご理解をいただきたいと思います。

あと、総花的というお話がございましたが、座長の方からもお話がありましたように、次世代の行動計画というのは、いろんな分野に跨るものでございまして、今、皆様にお示したこの計画を出すためには、全庁に意見を照会いたしまして、お手元の方に出したような中身になっております。決して、次世代育成支援は、こどもみらい課だけで出来るものではございませんので、全て関係部局からの意見を頂戴しながら、皆様にお示したような形になっているものとご理解いただきたいと思います。

高齢者の活用、非常に大事だと思います。先ほどの地域の所の農村の所には書かれ、高齢者の方々の力を活用してということも記載になっております。

頂いた意見もまた非常に参考とさせていただきます。本当にありがとうございました。

(地主座長)

そのほか、ございますでしょうか。齋藤委員。

(齋藤委員)

今、県庁全体の取組みをというふうなことがあったので、どうなのかと思って聞きたいんですが。「健やかに、心豊かに」の項目の中の(5)の命を大切に作る心を育む環境づくり。青森県の場合、今、自殺率が非常に高いというふうなことで問題になっています。青森県全体もそういう取組み、自殺率の低下に取り組んでいると思うんですが、これ、単純に指標として掲げることは出来ないんですか？例えば、現状の自殺率を下げるというふうなことを数値的に1つの指標として掲げておくというのもポイントになるんじゃないかと思うんですが。

(事務局)

自殺率につきましては、社会環境の状況を表わす指標としては、県の基本計画未来への挑戦できちんと把握していております。ただ、次世代ということになりますと、なかなか自殺率というものを直接的に見る指標として掲げることが難しい。

(齋藤委員)

要するに、自殺が多いとか、親が自殺するというのは、次世代というか、次の世代に対する影響力というのが凄く大きいと思うんです。直接ではないかもしれませんが、1つの県の実況、進み具合を見る状況としての環境的な指標にならないかというふうな意見なんです。

(事務局)

社会状況を把握する資料として、資料編というものを設けております。そちらの中に記載するということは可能かなと思いますので、後ほど、検討させていただきたいと思っております。

(地主座長)

そのほか、ございますでしょうか。はい、どうぞ、谷本委員。

(谷本委員)

地域における子育てネットワークづくりの推進で、38ページの指標の設定なんですけど、2の地域における子育てネットワークづくりの推進の指標が、NPO法人数となっているんですが、これは法人格を取らないと指標には反映されないということなんじゃないでしょうか。

(事務局)

38ページの5番目の子どもの健全育成活動を行うNPO法人数の所ですが、こちらに

つきましては、県の方で確実に把握できるものがNPO法人を申請し、許可した部分なのです。そのほかに、地域で沢山活動されている子育てサークルですとか任意団体は、一杯あるかと思うんですが、その全てを県の方で把握することは難しく、数値等で追っていくことがなかなか難しいので、今回、指標としては、NPO法人数ということで、代表して出させていただきます。

(谷本委員)

分かりました。

(地主座長)

よろしいですか。そのほか、ございますでしょうか。山口委員。

(山口委員)

合計特殊出生率、全国平均まで上げるというのはと、非常に大変な話だろうと思います。39ページの人口割合の中で、生産人口が減ってきている。出生も大幅に減っているし、また次の41ページの結婚率も下がり、逆に離婚率が増えている。非常に容易ではない事態なんですね。ですから、女の方一人あたりの出生数を増やしていくのか、あるいはまた、人口を増やすための努力をしていかなきゃいけないのか。そのへんの所を見据えてしっかり取組んでいただきたいと。これは、意見です。よろしくお願いします。

(地主座長)

そのほか、ございますでしょうか。出来るだけお一人、1回は発言願います。石澤委員、どうぞ。

(石澤委員)

10ページの(3)、これは具体的にはどういう方法でやるの？これ、大変なことだと思うんですが。そのへんについてどう対応するのか。

(地主座長)

10ページの3ですね。働きながら子どもを育てるために、それについて説明、お願いします。

(事務局)

10ページの3番目の基本方針、「働きながら子どもを育てるために」ということですが、こちらの具体的な取組み内容については、24ページ以降に、こういったことに取り組んでまいりたいというものを書いております。25ページに書いてありますように、まず、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を推進していく。あとは、男性の育児休業、かなり県内低い状況になっております。なので、男性も含めて、育児休業取得への意識啓発を推進していこうと。それから、男性と女性の子育て・家事の時間が、随分かけ離れていると

いう現状がありますので、そういったものも改善し、男女がワーク・ライフ・バランスを実現出来るように、男性の家事・子育てへの参画を促進していこうというような内容に取組もうと思っております。それからもう1つが、多様な保育サービスの提供ということで、共働きの家庭が増えている現状を踏まえまして、いろいろな保育サービスを提供し、県民のニーズに合わせた対応が出来るように、子育て関係の環境を整えるというような取組みをしてまいりたいと考えております。

(地主座長)

間もなく2時になるので、2時にちょっと短い休憩を入れたいと思います。それから、今度はご意見を聴取しますので、今、休憩に入る前に質問をお願いします。

(石澤委員)

具体的にどうやるかと。市町村なり、各職場へ下げていった場合に、実際、大変なんですよね、現実には。だからそのへんをもっと踏まえてやってもらいたい。これは、私、心配しているから喋っているんだ。心配してなかったら何も喋らなくてもいいんです、本当は。文章は十分注意して書かないと後で困るから、私は敢えて注意しておく。以上。

(地主座長)

いいですか。じゃ、承っておくということでもいいかと思えます。

そのほか、ございますか。代理ですが、佐藤委員。

(佐藤委員)

23 ページになりますが、23 ページの一番下の「多様な保育サービスの提供」ですね。ここにいろいろ保育サービスを書いているんですが、点の3つ目、延長保育、休日保育、前はここまでだったんですが、赤で一時預かりなどということになっています。一時預かりを新たに入れ、これを促進していきますということにしております。ただ、今、保育所でやっているのは一時保育ということで、今、一時預かり事業として、今までやっている保育所の一時保育とは別な事業になったわけです。これの予算的なものとか、現在、保育所でやっている一時保育が、この事業になったお陰で、保育所が一時預かりが出来なくなる状況も、今、出てきているんです。予算的なもの、保育士の配置的なもの、そういうもので縛りが掛かってしまいましたので、このへんを入れて良いのかどうか。ちょっと、私は判断に困りますが。今日、私、会長の代理で来ています。会長は今週一杯居なかったもので、明日帰ってきます。したがって、これらを会長と相談しながら意見を出したいと思いますが、その意見というのは、何かに書いて出しますけど、12月のスケジュールという上旬の意見照会の所でのよしいんでしょうか。

(事務局)

今後のご意見については、後でスケジュールの方でもご説明しようと思っておりましたが、時間が限られておりますので、今日この中だけではご意見が出せない場合もあるかと思

ます。そういったものについては、前回配布した様式でも構いませんし、特に様式はございません、任意にご意見をいただければ、反映させた形で 12 月上旬に素案として皆様にご提示したいと思えます。ですから、ご意見がある場合には、できるだけ早く事務局にお知らせいただければと思えます。

(地主座長)

石田委員、どうぞ。

(石田委員)

6 ページの所で、保育所の数が 471 ということと、待機児童が 34 人ということで、そういう意味では凄く良い数字となっている。保育所の状況でお伺いしたいんですが、これは全て認可されている保育所なのか。あるいは、県内で、無認可の保育所などがあるのかどうか、お聞きしたいと思えます。6 ページの 10、地域の子育て支援サービスの提供状況。無認可の保育所の数というのは把握をされておられますか。

(事務局)

把握はしておりますが、ここには数としては載せてはいない状況になります。

(石田委員)

要は、待機児童が 34 人ということで、素晴らしい状況になっているんですが、それは、無認可と認可、双方が併用されてこういう数字になっています、ということであるとすれば、無認可の数も載せるべきなのではないかという思いも少しあってお話をさせていただきました。

(事務局)

待機児童の数の捉え方というのは、国の方で決めました捉え方がございます。無認可という言葉は私共は使わないんですが、認可外保育施設に希望して入所させる方もあります。この 34 人というのは、一概に認可外にいる待機児童だとか、待機児童ではないという判断はつかないものになります。

希望して認可外を選ぶ方もおります。ただ、認可の保育所を選びながら、たまたま何かの理由で入れなくて、認可外に行っている人も中には無いとは言えない。この 34 人というのは、認可外に入っているからどうの、こうのという数ではございません。

おっしゃることは、多分、認可の保育所を希望しながら入らずに認可外に入っている方がいらっしゃるの、そちらの方も計上しなければいけないのではないかと、というご意見だとは思いますが。待機児童という捉え方は、クリアに明示されておりまして、そこを踏まえれば、例えば、認可外が幾ら、という形ではないんです。

(地主座長)

そのへんから分からなくなる。34 名の子どもを大雑把に分類すると、認可保育所に入

りたいけどもあぶれた子どもと、それから一部には、無認可の方に入りたいという子どももいるということですか。

（事務局）

いえ、違います。あくまでも 34 人は、認可の保育所に対しての待機児童になります。

（地主座長）

じゃ、それ以外にもいるというのは、その子ども達は、無認可の方に行きたいから待機しているということ？

（事務局）

いえ違います。この 34 人というのは、あくまでも認可の保育所を希望しているんですが、例えば、どうしても近くになくて、今入れないとか。何らかの事情で入れない方達で、認可外の保育所を希望している方達ということではありません。あくまでも、認可の保育所を希望して入れていない方が 34 人だという話です。

（地主座長）

じゃ、無認可の所に入っていて、隠れ待機ですね。認可が空いたらそっちに移りたいんだという子どもはどっちに入るんですか。

（事務局）

子ども一人ひとりの着目になりますので、認可を希望しているんですが、たまたま入れなくて、取り敢えず認可外に行っているというお子さんも、中にはないわけではない。

（地主座長）

それは、34 人の中に入るんですか。定義から。

（事務局）

認可を希望していて、どうしてもやむを得ず入れずに、セレクトとして認可外に入っている方もいたとすれば、今、この 34 人の内訳が、私の手元にないので分かりませんが、完全にはないと言い切れないと思います。ただ、現在の待機児童は 8 人しかございませんので。

（地主座長）

要するにこれは認可に入りたい子どもだけで、その他のことは分からないということね。

（事務局）

帰りまして 34 人の内訳を見れば分かるかと思いますが。

(地主座長)

石田委員、分かりましたか、今の説明で。

(石田委員)

聞きたいことは、今、おっしゃられている認可外の保育所に入っていたとしても、本当は認可の保育所に入りたいんだと思っている方々の数というのは、把握できるのでしょうかということです。

(事務局)

入所の申し込みは市町村にしますので、市町村が把握してしまっていて、月報という形で県の方には上がってきますが、内訳は、今のこの段階では分かりません。

もし必要であれば、確認することは可能だと思いますが、今現在では、8人しか待機児童は県内でいないという状況にはあります。

(地主座長)

一応、ここで2時になりましたので、10分間小休止を入れまして、2時10分に再開したいと思います。事務局の方、いいですか。コーヒータイムです。

(地主座長)

間もなく再開したいと思いますので、着席の方、お願いいたします。

後半は、皆様方からいろいろご意見を出していただきたいというのが事務局からのお願いです。また、今日、時間制限がありますから、皆様方のご意見が全部出尽くすということも期待できません。そういう場合には、事務局、補足説明をお願いします。

(事務局)

ご意見がありましたら、様式等は任意で結構ですので、メールなりファクスなりで、こどもみらい課に、大体1週間くらいを目途にご提出いただければと思います。

(地主座長)

よろしいですか。いつ頃まで？

(事務局)

1週間後ですので、20日ぐらいまで。

(地主座長)

20日？早いな。まあいいでしょう。1週間以内ならば、皆様方のご意見をファクス・メール等で受け付けるそうですので、どうぞ今日、言い足りなかったという方は、是非、そういう方法をご利用願います。

それでは、計画（案）について、是非この場で意見を出したいという方はご発言願います。齋藤委員。

（齋藤委員）

先ほどからの話の中で気になったことがあるんですが、目標値、確かな数値をあげて達成に向けて取組んでいくという姿勢は大事だと思います。ただ、先ほど、NPO法人のこととか、認可外の保育所とかに関してはデータが無いとか、把握しきれないというふうな。データが無いとは言い過ぎですが、把握しきれないというお答えでしたので、これらに関しても、知りうる限り把握して、この具体的な統計で表われないものとしても埋めていくという作業を行った方が。県内のいろんな実態に見合うような取組みをしていただければと思いますので、意見というか要望です。

（地主座長）

はい、分かりました。できるだけ全員の方が、1つぐらいずつはご要望、ご意見等を出してもらいたい。清野委員。

（清野委員）

本当に沢山まとめるのは大変だったと思います。ご苦労様です。

1ページ目の本編の所に、ワーク・ライフ・バランスと次世代育成支援の枠組みの構築、両輪という言葉が出てきました。私も日々、子どもを真ん中においた活動ということでNPO法人の活動をしておりますが、やはり現場にいと、この両輪ということが、いつの場面でも出てくるんですね。その男女共同参画と子育てというのは、やっぱり両輪でいかなくちゃならないと思う部分もあるんです。ですから、ここにありますように、県としての基本施策、計画、これが大きな所で進んでいき、そして尚且つ、一緒に両輪で進んで欲しいのは、身近なロールモデルが必要だと思うんです。大きな計画も必要なんです、実際、子育てをしている保護者の方だったりとか、そういう方達は、自分達の近くにこういう働き方をしている人がいるんだ、こういう生き方をしている人がいるんだということを知ること、自分も、じゃ子育てに向かっていこうとか、子どもとこういうふうに接していこうというふうと思うと思うんです。それは、私、いつも日々現場で感じています。

ですから、今もありましたように、NPO法人の数というのは、確かに申請しなくては分かりませんし、子育てサークルに関しては、サークルブックというものが出来ているので、全てではないのは分かっていますが、やはりそこを取り上げていただきたい。

それから、中小企業での労働条件の実態調査というふうにありましたが、実際、この多様な働き方とか、多様な生き方というのが出てきた時に、その小さな小さな部分の私達のようなNPO活動をしている所。実際、うちは12名の職員がいます。雇用があります。その中で、子育て中のママもいて、その方が保育園に迎えに行きやすいように早番、9時から4時までという働き方を、後の足りない部分を子育てを終えた女性だったりとか、独身の方がサポートするというようなやり方をしています。

大企業、中小企業ではないけれど、そういうふうな女性が働きやすい職場を作っている

ということとかも、何らかの方法で周知していくということが、より身近なことで普及啓発に繋がっていくと思うんです。そういう部分を各事業ごとにこういう事例がありますと。男性の子育て参加でも、男性の講座にこういうのがあるんです、というような小さな体験談をいろんな所に随所随所に出すことによって、地域の人達、住んでいる私達の意識というのは、少しずつ変わっていくと思うんです。

ですから、大卒の所と身近な現場のことを常に出していくという、その両輪でこの事業の方をみらい課だけではなくて、様々な所で進めていって欲しいというのが、私のこの5年間への要望です。以上です。

(地主座長)

はい、分かりました。労働局で、子育て支援をしている企業の表彰とか何とかやってあります。そのへんの話をお願いします。

(本間委員)

皆様方のお話をお聞きしながらと思っていたんですが、ちょっとお聞きしたいことがあります、よろしいですか。

(地主座長)

はい、どうぞ。

(本間委員)

今回、新たに育児休業取得率ということ具体的に指標値に掲げられています。こちらは県の労政・能力開発課の調査に基づいているわけですが、この目標値、女性と男性の現状値、これから何年か先の全国平均値に沿うようにするということでしょうか。それとも、今の全国平均値に当面近づけるようにということでしょうか。いずれ、全国値の方も変動することにはなるかと思いますが。

(事務局)

38 ページの目標指標でお示した3(1)仕事と生活の調和の部分の育児休業取得率の指標ですが、ここにあります現状値は、平成20年の県の中小企業等労働条件実態調査から出てきた数字で、女性76.7%、男性は、中小企業等では一人も育児休業取得者がいなかったという結果になっております。

目標値として掲げたものが、今の国の平成20年の全国平均、女性90.6%、男性1.23%です。この全国平均と県内の中小企業の状況を比べると、かなりかけ離れているということなので、まずは今ある全国平均の目標値に近づけようということで、今回は、平成20年の国の全国平均を県の次世代育成支援計画の目標値とさせていただきました。

また、全国平均に県の数値が近づくとか、上回るといった場合には、目標値の方もその都度見直しを掛けていく必要があるのではないかと考えています。

(本間委員)

それで、そのための対策はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

(事務局)

育児休業取得率を上げるための取組みについては、25 ページにあります、仕事と生活の調和実現のための働き方の見直しに書いてある内容で、これから関係部局が事業計画等をし、進めていきたいと考えています。

(本間委員)

ワーク・ライフ・バランスについては、育児休業取得向上もその一環だと思うんです。この計画年内、次世代育成支援対策推進法の時限立法であり、26 年度一杯なんですけど、それまでに、私どもは一般事業主行動計画の取組が企業に普及するよう進めておりまして、取組の中から、優良事例企業、認定企業なども出ておりまして、昨日のシンポジウムなどでもその事例を発表し、また、そのような好事例等は、今後もどんどん発信していくつもりなんです。計画の中に一般事業主行動計画、あるいは特定事業主の方でも、実際、法に基づく行動計画そのものをこの計画の中に盛り込むことは出来ないんでしょうか。前々から疑問として思っていたんですが。指標値となると難しいかもしれませんが。

(事務局)

一般事業主に対する指導というものが、やっぱり県というよりは、国の労働局の事務として、こちらでは捉えておりまして、県が出来る範囲で企業への普及啓発等を行いたいということで、指標としては、特に設定しておりませんでした。

(本間委員)

指標として設定しないけれど、対策の中でこの行動計画そのもの自体の普及を盛り込むというようなことは如何でしょうか。育児休業取得率の達成にしても、裾野から実現するためには、全体的な、働く人の中で育児に現に携わっている人、これから携わる人、携わらない人も含めたワーク・ライフ・バランスの実現が必要で、この点で、一般事業主行動計画は極めて現実的に職場の現場に直接働き掛け、何らかの具体的な措置を促す措置でございますので、現実的な効果はあると思っていますところですが。

(事務局)

県の方でも、25 ページの(1)の 、下から2つ目のあたりに、企業の人事・労務担当者ですとか、労働者、一般県民も含めてワーク・ライフ・バランスの実現に向けて理解を深めていただき、一般事業主行動計画も含めた広報・普及啓発には努めていくつもりではあります。

(本間委員)

県によりましては、県の公共工事入札の際も、入札条件に、この行動計画を策定してい

るということを要件にしている所もございますよね。何らかの形で行動計画名自体を取り込むようなことを対策として生かしていただければという要望でございます。

(地主座長)

国と県とでは、やっぱり同じワーク・ライフ・バランス論でも、施策として当然変わってきていいだろうと私は思うので、県は、国の出来ないような所で、どういうふうにやっていけるかと。例えば、今、清野委員が発言したように、NPOなんて国の労働局、手の出ない所なわけですから。そういう、例えば、女性が働きやすい職場づくりというのは、NPOであれば、中小・零細企業をやめて、自分達でNPOを立ち上げていった方が働きやすいんだというような選択の方法も1つのあり方かなと思う。そういうことを県が推進していくということは、国の考えとは抵触はしませんし、独自の方法を見つけることが出来るのではないかなと、私はそう思うんですが。如何ですか、清野委員。

(清野委員)

ありがとうございます。やはり、多様な生き方とか、多様な働き方というふうに乗っているじゃないですか。その多様なというのは、この文字だけでいうと、どんなものなんだろうという、その情報がないんですよ。なので、そういうことを具体的に小さいことでもいいので、こういう働き方がありますよと。自分達は、実際、現場で困っている、こういうふうにしたら地域が良くなると、NPOのミッションですけど、そこをやはりどんどんどんどん出すことによって、人生の先輩がこういう生き方をしているということで、本当に元気になるんですね、女性は。ですから、そういうことをもう少し推し進めて、汲み上げるといって、普及啓発、広報していくということが私は大切だと思っています。

(地主座長)

分かります。例えば、県の半年ぐらい前ですか、3ヶ月ぐらい前か、在宅勤務の試行が入りましたよね。そういうのも1つは女性の味方というか、女性の多様な働き方の1つになるんだろうと思うんです。ですから、県でやってみて、まあまあいけると思ったら、それを民間に広げていくとか。

ちょっと違うんですが、昨日か一昨日、八戸でインターネットの監督をしているデカイ企業が出来たというような情報、新聞かインターネットで見たんですが。要するに新しいこういう職場があるというような場合も、伝わってこない所があるんだろうと思うんですよ。ですから、もう1つ、県の広報なんかも、県民にそういうことが分かる情報をどんどん掲載していってもらいたいということも大事かなと。私、補足しておきます。

そのほか、何かございませんでしょうか。どうぞ、玉熊委員。

(玉熊委員)

私、児童館の方なんです。この資料をずっと昨日も読ませてもらったんですが、児童館という放課後の子どものことに関しては出てきていません。

昭和40年から青森県の方で児童館が出来て、もう43年くらいですか、歴史があるんで

すが、県庁のこどもみらい課の方と、あるいは、生涯学習課の方と交流があるのかといえ  
ば、何かの総会とか研究会をやる時に、ご挨拶をいただくとか、あるいは資料、情勢を教  
えてもらうとか、そういう形の付き合いしかないんです。

具体的に、今、ここを見るといって、26 ページの所にも、放課後児童の充実とあるん  
ですが、指導者に対する研修等を行い、指導者の育成と組織化を図りますとか、放課後児  
童クラブ、放課後子ども教室の場合と出ているんですが、児童館が出てこない。厚生員は  
どうでもいいんだろうかと。

それからもう1つは、児童館の方には、法人の児童健全育成推進財団でしたか、厚生労  
働省の方の財団から厚生員の指導の資格を取るための助成費として、毎年 25 万円きて、  
それを使っています。

それから、文部科学省の方のさわやか財団でしたか、今の 11 月 29 日に会場はここでや  
るんじゃないかな。子ども教室だとか、児童館というものの実践発表の研修会、  
フォーラムをもたれることになっているんです。そういうふうな関係で、中央の方の財団  
の方とは交流があるんだけど、そういう研修のことは、県の方とはお付き合い  
がないんです。ですから、今ここにこうして呼ばれて委員として来ているんだけど、放課  
後児童クラブの土日等の開設するといっても、今、指定管理者になっちゃって、土曜日、  
日曜日やる、時間を延長するというのは大変なことなんです。大問題が起きるはずなん  
です。というものをサラッとこういうふうに乗っかってしまっているものですから、さてこれ、  
この後、どうなるんだろう？ということをお心配しているんです。

(地主座長)

ちょっと伺いますが、今、児童館協議会で厚生員の研修というのは、年 1 回やっていな  
いんですか。厚生員さんの研修というのは、協議会でやっていないんですか。

(玉熊委員)

やっていますよ。

(地主座長)

それに対して、県の方では何の支援もないと。

(玉熊委員)

何も支援がないものだから、欲しいなとは思いますが。

ですから、どういうお付き合いをしたらいいのか、私の方も分からないと。

(地主座長)

今まで児童館協議会とこどもみらい課と、どういう繋がりがあったのか経緯を説明して  
もらえますか。

(事務局)

県児協さんとの付き合いは、はじめは県本庁でいろいろな事業を関連しながらやっておりましたけども、アピオあおもりが出来た時点で、その中にあります県子ども家庭支援センターが県児協さんと協力しながらやっているという経緯がございました。子ども家庭支援センターが指定管理者になりましたけども、その部分については継続していると思います。

児童館さんに関わっていただいておりますのは、放課後子どもプランというものを国が打ち出しまして、いわゆる放課後児童クラブと放課後子ども教室を市町村で一体的にやっ  
ていこうと。小学校区に1つはそういうものが欲しいということで、国が文科省と厚労省  
を一体的に進めていくということになり、県レベルでの推進協議会がござい  
ます。文科省の所管と厚労省の所管でございますので、県の生涯学習課とこどもみらい課と一体となっ  
て推進のための協議会をもってありますが、そこに県児童館連絡協議会さんの方には参画  
いただいて、様々、放課後の対策、児童対策ということで協議を重ねております。今年度  
も開催しているところでございます。

厚生員の研修自体は、それこそ県がやっているものでございませぬので、昔から関与は  
していないところです。

ただ、今、ちょっと事業仕分けにあがっています、児童劇の巡回事業だとか、様々児童  
館さんでやっておられますことにつきましては、国からの通知が直接児童館連絡協議会さ  
んの方に行きましたり、うちの方に来ましたりですので、お互いが連携を取りながらやっ  
ている。県独自で、児童館さんに対するものというものはないんですが、ただ児童館さん  
を場所といたしまして、母親クラブの活動だとか、場合によっては放課後児童クラブを児  
童館でやっておられる場合もありますので、それらの様々な活動に対しては、県として助  
成はしているということでございます。

ただ、ここに書いてあります土日の開催ということでございますが、放課後児童クラブ  
自体が児童館だけでやられているものではございませぬで、例えば、小学校の空き教室だ  
とか、民間のいろんな公民館的な所だとか、様々な所を活用して、市町村の事業として実  
施している事業でございますので、そちらはやっぱり夏休みの長期休暇だとか、土曜日な  
ども働きに出られている親御さんもいますので、結局これは放課後児童対策ということで、  
国の方も出来る限り土日の開設、障害児の受け入れも促進していきなさいという方針で  
ございませぬので、当然それを受けまして、積極的に進めていきたいと考えております。

放課後児童クラブの運営費につきましては、市町村と県と国とが負担しているという  
ことです。

(地主座長)

分かりました。

要は、児童福祉の面でいうと、昔は県でやっていたけど、指定管理者制度とか委託とか、  
要するにアピオみたいな所に流して、県の方で直接関わらなくなったようだから、これは  
あくまで主観ですが、良いこともやっているんだろうけども、何か手抜きもあるのかなと  
いう感じがするんですね。多分、情報が伝わってこないからそういうふうな感想を持つわ  
けです。やっぱり良いことをやっているなら、どんどんこういうこと、良いことをやって

いるよ、というふうに宣伝してもらいたいんですね。

さっき、石澤委員が老人パワーの活用ということをご発言なさいましたが、かつて、弘前の場合は、児童館を建てないで交流センターを造って、年寄り子ども達が一緒に施設で活動してもらおう。交流センターが今は3つあるんですが。そういうふうに、もっとどんどん老人パワーを利用するにも、県の出る場面はない。やっぱり市町村なんですね。その市町村が一生懸命やる所と、やらない所があるから、少し格差が目立ってきたのかなと、私は思っています。

出来れば、モデルみたいなものを県の方で、先ほどの清野委員のもそうですが、バランスが取れた働き方をしている職場の事例とか、老人パワーを活用している児童館の事例とか、そういうものをボンボン情報を流してもらいたいんですね。1つ、そういう所を私はお願いしたいと思います。

そのほか何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

(工藤典委員)

前回の会議の話し合いの論点が、この後期の計画に盛られて大変だったろうなと思います。今、お話では、皆さんで具体策についてだけ論議されていますが、大筋、私は良いかなと思います。これから青森県を背負って立つ次世代について、人づくりと環境づくりの両面から広い視野に立って、5年間を見通してプランにしていかなければならないわけで、骨が折れたらうなというふうに担当者の方に対して敬意を表しております。

後半、具体策についてと、それから目標値については、それぞれの立場の方が集まっているので、もう少しそこは吟味していければ良いかなと思います。

ただ1つ、要望としてお願いしたいのは、前回の会議で、確か最後にプランしてそれを結局チェックする機能をもっと充実して、そしてそれをすぐ、行動化出来るようにということで、PDCAということでお話があったかなと思うんです。だから、今日話し合われて、またさらに吟味されて上がってくるんでしょうけど、プラン倒れしないように、これからどう見届けていくかということスケジュールの中できちんと見えるようにしていただければということです。それを1つ要望としてお願いします。以上です。

(地主座長)

こちらの方で小澤委員と工藤委員、どうですか、何かご発言ございませんか。

(工藤泰委員)

私は農村部に住んでおりますので、特に男性の未婚率、50代の未婚の男性が非常に多いんです。そのために、やはりここに出てきている出生率というものに繋がっていないのではないかと常に思っていました。そこで、未婚のことを県の方でやっているのかも分かりませんが、そちらの方と連携を取りながら、結婚、そして出産に繋がるような何か計画があれば、もっとこの出生率が上がるのではないかと考えています。特に、私の住んでいる所は、50代の男性が二桁以上一人暮らしです。男性の高齢化が進んできておりますので、何かこれも県の方で手を打たなければならないのではないかと、この計画を見

て感じました。

それによって、26 ページの(3)の農山漁村における子育て環境づくりの推進に繋がっていければ、もっと充実していくのではないかと思います。以上です。

(地主座長)

工藤委員、今、自分の周りというのは、農村部ですか。

(工藤泰委員)

はい、私の所は、りんごと稲作。

(地主座長)

その話は、もう20年前からやっているんですよ。その時は40代で問題になっていたんですね。今は50代になって、やっぱり10年嵩上げ

(工藤委員)

50代後半になってきている方が大変多くなっておりますので、これは永遠のテーマかなと思っていますが。出来るだけ赤ちゃんの鳴き声が聞きたいというのが、私の希望でございます。以上でございます。

(地主座長)

分かりました。

そのほか、ございますでしょうか。ちなみに結婚は、これは何課が担当ですか。隣の青少年・男女共同参画さんが担当ですか。

(事務局)

直接、結婚でどこが担当かということではないんですが、ただ、離婚率、婚姻率とか、人口動態統計の時には、うちの方が所管している所はあります。ただ、やっぱり結婚という話になりますと、様々な背景、要因とかもあると思いますので難しい。

(地主座長)

農林部で、生活改善とか、そういう所でも扱っていないんですか。

(事務局)

農林水産部の方で農村の後継者確保という観点から、多少、市町村の農業委員会がこういった男性の未婚対策をしている所はあります。

(地主座長)

20年前この議論をして、1番悪いのは、家族だということになっているんですよ。というのは、息子が結婚したい女性を連れてくると、最初から「おめえ、百姓やるな」と脅

かすというんですよ。それでもうビビって「農家には嫁に行かない」と。

だから、農村の生活改善という面の1つにそういう意識改革も入れなきゃならないというのは、もう20年前から議論されているので、1つ、県の方でも後押ししてもらいたい。

そのほか、何かございますか。はい、どうぞ、平野委員。

(平野委員)

4ページ。子育てプランのことについてですが。私達、8月の末に全国の研修会を弘前市で開催しました。その時の2日目の日程の中に必ず子どもプランというものを50分取りなさいという国の方からの指示があったんです。そのために、私達はいい加減なことを発表できませんので、県内の小学校500校、それから放課後子どもプラン、文部科学省の子ども教室の方と児童館関係が主にやっている所の放課後児童クラブを全部調べました。

児童クラブをやっている所は、大抵子ども教室をやっていない。どっちかやっているということが非常に多くて、両方やっているのが本当は子どもプランだと思うんですが、文部科学省と厚生省と一緒に両方やっている所の数は非常に少なかったです。今始まったばかりの子どもプランで、まあこれからと。理想的というか、良い組織でやっている、やっていくのではないかなと思った所は、大鰐町だったんです。それで、大鰐町に全国の研修会の時に発表してもらいました。大鰐町は、そのための組織を作って、委員会を立ち上げて、その中に児童館とか婦人会まで、民児童委員とか、そういう方達が入って、ちゃんと組織を作って、そこから計画を立てて、子どもプランの活動を展開しています。そして、それを発表してもらったんです。今、ここに数がはっきり出ていますけど、とにかく調べて両方やっている所は非常に少ない。青森市もそうです。青森市は、放課後クラブをやっている所は、子ども教室を無くしてしまいましたね。これは浪岡と合併してそうなったから。はっきりその所は、子ども地域教室を無くされてしまいました、浪岡は。それまでは、非常に良くやっていたんですが。それは青森市の方針だということ。

青森市は中核市ですので、県とはちょっと繋がらない、独自で青森市はやるものなのかなと、それを感じることもあるんです。本当の地域の実態を見ている時に、こうなればいいのに、こうなればいいのに、凄く見えますね。私も児童館で30年近く館長をやらせてもらって、辞めてから2年くらいですけど実態は、それに逆光していつているんです。殆ど逆にいつているんです。それが非常に残念だなと思います。

8館は非常に理想的な活動をしていましたけど、合併と同時に指定管理になっちゃったんですね。そうしたら非常勤の館長は全部辞めさせられて、私も辞めることになったんです。そして、合併まで町でやっていた児童館というのは、やはり本当の児童館の近くの地域から非常勤の館長を出して、そして7、8人手伝ってくれている厚生員、それからパートで手伝ってくれるお母さん達も本当の地域の人達ですので、随分、子ども達が見える、一人ひとりに声を掛けられる。その子はどこの子が皆分かる。どういう家庭の子か皆分かる。今度、指定管理になったら、遠くから来ますので、地域の実態も分かっているのか分かっていないのか、そういうふうにかき離れていく部分も見えてくるし、ギャップになっていつてるなという部分が本当にいろいろとあります。そういうふうにして、実際には、非常に逆光していつてる部分が、まだまだ見えるんですが。それは非常に残念だなと思

ます。

それから私達は、この 10 ページの 2、3、4、これが私達のやる母親クラブ地域活動連絡協議会としてやることだとは自覚して活動しているつもりです。以上です。

(地主座長)

大鰐の例もここで初めて聞くわけなので、県の方で把握しているのかどうか分かりませんが、やはりそういうモデルケースみたいなものをどんどん宣伝する必要もあるのかなと思います。

何か、そのほか、ございますか。もう大体進行表でいう時間が迫っていますが、どうしても発言したいという人、一人ぐらいは。小澤委員を最後にして。

(小澤委員)

大変素晴らしい資料を作成していただきまして、私にとっては勉強勉強で、本当にあり難いと思っております。

要望ではございませんが、先ほど石澤委員さんからもお話がありましたように、大変私も目が不自由で、訂正文の所は赤と緑で書いてありますが、それはそれでいいんですが、もう少し訂正文は大きく書いていただければ、何となく、赤、緑という所に心がいきますので、ちょっと大きく書いていただければいいのではないかと思います。

私は、幼児部会の方から来ておりますが、次回には、一杯、ここでもお話をしたいという気持ちはあるんですが、まとめきれずに今、悩んでおります。次回の時には、何か皆さんからご指導をいただきたいという気持ちで今は一杯でおりますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(地主座長)

これをもちまして、皆さん方のご意見の聴取は終わることにしますが、今、小澤委員からありましたように、私、いろんな印刷物を見ても、高齢社会に合わないようなものが一杯出てきていると思っているんですね。情報が一杯あるから、それで経費を考えると、小さい活字で詰めるんですね。非常に読みにくい。ということで、1つ、そのへんも最後、印刷をかける時にも、配慮してもらいたい。

それから、やっぱり県の計画というのは固いんで、行政の人とか、または関連事業をやっている人は、一生懸命読むんでしょうけども、市民、県民がこれを読んでためになると思う人は一人もいないだろうと私は思っているんです。やっぱり、県民の目線から、概要版、多分作るんだろうと思いますから、概要版は、この文章をそのままじゃなく、もう少し一般県民が分かるような、あるいは挿絵を豊富に入れて作ってもらいたいという要望で、この議題1は終わりたいと思います。

議題2、今後のスケジュールと、3、その他、合わせまして事務局の方から。

(事務局)

事務局から、資料2、参考資料4、その他配布資料について説明。

(地主座長)

何か質問ありますか。まだ4分あります。出町委員、どうぞ。

(出町委員)

ファクスやメールの番号は？

(事務局)

大変申し訳ございません。本日、お渡ししているペーパーの中には、事務局の連絡先を記したものがございません。お手数ですが、開催通知文の方には、担当者と連絡先の方を書いてございます。また、封筒に書いてあるファクス番号で大丈夫です。

(地主座長)

では、これをもちまして第2回推進協議会を終わりたいと思います。  
お疲れ様でした。